

車に乗る方へ、お知らせです。こんなとき、どうしましょう？

交通事故にあった時の8ステップ

①けが人の救護と道路上の危険撤去をしましょう。

加害者・被害者を問わず、負傷者がいた場合は速やかに救護し、救急車を呼びましょう。
また、2次被害を防ぐために、発煙筒や三角の反射板などで危険を知らせ、道路上に散乱したものは危険のない範囲で撤去しましょう。

②警察に連絡を

事故にあったらすぐに、警察に連絡をして事故があったことの証明をしてもらいましょう。保険会社などに保険金を請求する際に、必要となる証明書です。たいたことない事故だと思っても必ず届け出ましょう。

示談などはしないで下さい。

③事故の相手と事故車両をお互いに確認しましょう。

事故の相手の氏名・住所・携帯電話などの連絡先・自動車のナンバーを必ず控えてください。また、事故の状況などを携帯電話のカメラなどで記録しておきましょう。後日、お互いに、主張が違って来る場合に備えましょう。

④保険会社に連絡を

事故に対して、自分の責任が皆無な場合でも、念のため加入している保険会社に連絡を入れましょう。

⑤相手の保険会社の確認を

事故後の交渉（車の修理・痛みの治療など）は、保険会社が代行します。相手の保険会社を確認しましょう。
示談はしないでください。後日、カラダの不調が出てきたときや、車の修理などで思わぬ出費があるときに請求できなくなります。

⑥痛いところがなくても、念のため、病院か整骨院・接骨院を受診しましょう。

事故直後は精神的にも、肉体的にも緊張をされていて痛みを感じにくいものです。

事故後しばらくして、ココロが落ち着き、カラダが緩んできたところに痛みは発現します。

事故直後の緊張状態で痛みをかんじなくても、カラダの異常の早期発見や、治療期間の短縮のためにも医療機関を受診されることをお勧めします。

⑦保険会社から連絡があったら、病院・整骨院・接骨院を受診した旨をつたえます。

⑧後日、痛みが出てきた場合でも、保険会社へ連絡をして、治療を開始しましょう。

受診した病院・接骨院・整骨院には、保険会社から連絡が来ます。保険会社との痛みに関する交渉（治療内容・治療期間など）は医療機関に任せましょう。

辻鍼灸整骨院は交通事故の為の専門教育を受けています。交通事故の治療は専門性が高く、確実な診察と治療技術が求められます。確かな技術と納得のいく痛みの説明・治療で皆様から好評をいただいております。

また、保険会社との交渉は、痛みの専門知識とともに保険の知識も必要となります。**辻鍼灸整骨院**は保険の仕組みを熟知し、完治するまで補償してもらえるような交渉の経験がたくさんあります。安心してお任せ下さい。

えっ!! 交通事故!?
あわてないで。
次の手順どおりにすれば、大丈夫。
あせらないで、
落ち着いて。



交通事故の専門治療なら
辻鍼灸整骨院

大村市沖田町189-1 郡中学校前 郡橋バス停そば
電話 0120-935-932 (フリーダイヤル)
FAX 0957-28-8561

当院では 車にぶつけられて、痛みが出てきたときの 交通事故治療を することができます

- * 交通事故で病院にいったけど、「骨に異常なし」でシップ薬と痛み止めだけの治療だった。
- * 病院でのリハビリの時間が短い(待ち時間は長かったのに…)
- * 事故の後は、あまり痛くなかったけど、日がたつにつれて痛みが増してきて…
- * 病院にいったら整骨院では治療できないでしょ？
- * 整骨院は保険の対象外なんじゃない？



辻鍼灸整骨院がキチンと治します。大丈夫です。

交通事故による後遺症は、時間とともに発現してきます。事故直後はカラダも精神も緊張状態で痛みを感じないだけでなく、レントゲンなどでも骨のずれや腫れなどは発現しにくい状態にあります。

時間とともに、落ち着いた頃、頸椎や腰椎・胸椎などのずれが発現し、首や腰・背中の痛みとなっておそってきます。

ですから、事故にあったときは痛くなくても受診されることをお薦めします。早ければ早いほど、痛みを軽減することができますし、文字通り「後遺症」という状態から完治しやすくなります。

* 治療が始まってから、保険会社に連絡しても大丈夫です。とにかく、早めの受診が肝心です。 保険会社を教えてください。当院が連絡をします。

* 病院からの転院も大丈夫。病院との併用もご相談に応じます。保険会社には当院が連絡をします。

* 治療費は、**0円**です。相手の保険会社が支払います。

自動車やバイクには、自賠責保険という強制加入の保険があります。その保険会社と連絡を取ります。(示談などはしないで下さい。治療のことは当院と保険会社に任せて下さい。)

* 保険会社とは、当院が交渉します。(期間や治療内容、休業補償など…。)

痛みや不調に関する交渉は、専門家がしたほうが良いものです。

* 平均的な**治療期間は3ヶ月程度**です。当院での経験では、痛みは1～2週間で軽減しますが、治癒ではありません。痛みがないけど治りきっていない中途半端な状態のままだと、本当に「後遺症」に悩まされることとなります。

治癒するまで、根気良くお付き合いします。

事故にあわないほうがよいのですが、もしものとき、**いつもの整骨院で治療ができて、しかもキチンと治る**ことを思い出してください。

また、お近くでお困りの方がいらっしゃったら、どうぞ、ご紹介下さい。

辻鍼灸整骨院 TEL 0120-935-932
大村市沖田町189-1 (郡中学校前)